

覚 書

宮城県大崎市（以下「甲」という。）、神奈川県川崎市（以下「乙」という。）、東京都（以下「丙」という。）、宮城県（以下「丁」という。）は、令和元年台風第19号により発生した一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項の一般廃棄物をいう。以下「災害廃棄物」という。）の処理（運搬、処分又は再生をいう。以下同じ。）を行うため、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、令和元年台風第19号の被災地である宮城県内で発生した災害廃棄物を都内清掃工場で早期に処理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（役割分担）

第2条 災害廃棄物の処理に関し、甲、乙、丙及び丁の主な役割は次のとおりとする。

一 甲の役割

- ア 乙が貸与した専用コンテナへの災害廃棄物の積込み及び都内清掃工場への運搬
- イ アの運搬に係る民間輸送業者への運搬委託に関する事務
- ウ その他甲、乙、丙及び丁が協議の上、甲の役割として合意するもの

二 乙の役割

- ア 甲への専用コンテナの貸与
- イ その他甲、乙、丙及び丁が協議の上、乙の役割として合意するもの

三 丙の役割

- ア 乙及び民間輸送業者間の専用コンテナの引渡し及び引取りに関する連絡・調整
- イ 災害廃棄物の都内清掃工場への搬入に係る調整
- ウ その他甲、乙、丙及び丁が協議の上、丙の役割として合意するもの

四 丁の役割

- ア 甲及び丙との連絡及び調整
- イ その他甲、乙、丙及び丁が協議の上、丁の役割として合意するもの

（有効期間）

第3条 本覚書の有効期間は、令和2年1月31日から同年12月31日までとする。ただし、甲、乙、丙及び丁が別途指定する期間は除く。

2 前項の規定にかかわらず、甲、乙、丙及び丁は協議の上、合意により有効期間を短縮し、又は延長することができる。

（費用負担）

第4条 乙から甲への専用コンテナの貸与については、無償とする。ただし、本災害廃棄

物の処理の過程において専用コンテナが破損等した場合、当該専用コンテナの修理等に係る費用は甲が負担するものとする。

(協議)

第5条 この覚書に定めのない事項、疑義が生じた事項及び新たな状況の変化が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁で別途協議するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書を4通作成し甲、乙、丙及び丁は記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年 月 日

甲 宮城県大崎市古川七日町1番1号
大崎市
市長 伊藤 康志

乙 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市
市長 福田 紀彦

丙 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
知事 小池 百合子

丁 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県
知事 村井 嘉浩